

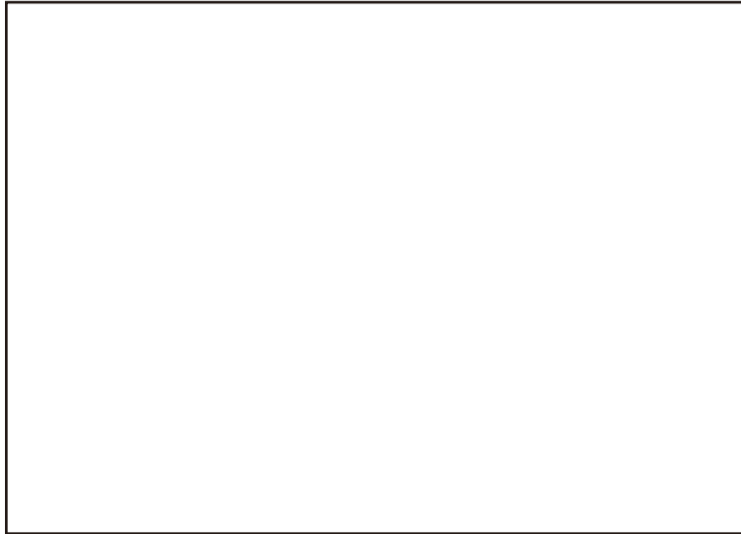
横浜弁護士会新聞

発行所
横浜弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.yokoben.or.jp/>

原発損害賠償説明会に多くの参加者

連続開催
9回目

昨年3月11日に発生した東日本大震災は被災地の方々のそれまでの生活を一変させた。当会会員は、震災後早い段階から様々な被災者支援活動を行ってきたが、中でも多くの会員の支援協力の中で現在まで続けている活動が、福島第一原発の被害者に対する原発損害賠償説明会である。



なおも多くの参加者が集まる

原発損害賠償説明会は、昨年7月21日に川崎市とろきアリーナで開催された第1回説明会を皮切りに、ほぼ月に1回の頻度で開催し続けており、本年4月21日には当会会館において第9回説明会が開催された。

講師は、福島県出身の保科綾会員が務め、福島県からの避難者に対して、自身も原発事故当時は福島県で生活していたという経験を述べ、具体例を挙げながら丁寧な説明を行い、分かりやすいと好評であった。

同会員は、福島にいた頃は都会の人は原発事故を他人事のように考えているのではないかと考えていたが、当会に入会したところ、会員の熱心な活動に驚いたと述べていた。発生から既に1年以上が経過しているものの、

原発事故を巡る賠償問題は、なおも被害が拡大し続ける中で、東京電力の姿勢の問題もあって、解決が困難な状態のまま長期化しており、第9回説明会の参加者は本部、支部合計で52名に上り、切実な被害の実態が改めて浮き彫りになった。

このまま9回の説明会への参加者数は約700名を超えており、神奈川県内の避難者数が約3000名といわれていることからすると参加率は非常に高いといえる。全国的にも神奈川の説明会は避難者へ周知の徹底や参加率が高いと評判である。その要因として、震災直後から神奈川県をはじめとする自治体との協力体制を構築してきたこともさることながら、当会会員の初心に立ち返っての精力的かつ献身的な活動があげられる。

原発被害者の現状からすれば、これからも説明会の開催や、受け皿となる弁護士活動等の法的支援を継続、充実させていく必要があることは明らかであり、こうした活動を通じて、弁護士という職業及び当会に対する評価や信頼を高めていきたいと決意を新たにしていた。(会員 黒澤 知弘)

ある日、地方の町会議員の事務所に支援団体の人が訪ねてきた。1枚の紙を議員に渡し、3か月前に交通事故に遭い、加害者の保険会社から示談書が届いたが、よくわからないので弁護士を紹介してほしいと頼んできた。議員は、自分の知合いの弁護士が県庁所在地の某市にいて、その人を紹介した。相談者は、某市まで電車で片道3時間をかけ、町会議員から紹介された弁護士と面接相談をした上で、事件を依頼することに決めた。事件の打合せのために丸一日がかかった。

このような事態の解消のために、平成21年9月1日、弁護士法人かながわパブリック法律事務所が設立された。弁護士の過疎・偏在地域へ派遣する弁護士を養成すること、これを主たる目的として、当会の支援を受けて設立された公設事務所である。設立以来2年半を経過し、過疎・偏在地域である千葉県鴨川地域に平成23年3月に、高知県中村地域に今年の1月に、北海道八雲地域に6月に、それぞれ弁護士を派遣している。また、このような弁護士を養成していく上で必要な人材として、過疎・偏在地域での経験を積んだ弁護士も欠かすことが出来ず、青森県のむつひまわり基金法律事務所所長を経験した弁護士を平成23年4月に社員弁護士として受け入れ、設立目的を達成している体制が整ったといえる。

他方で、同事務所は都市型公設事務所としての役割も担っており、そのための公益活動として、東日本大震災への積極的な関与、若手即独弁護士のための継続的な勉強会、民事法律扶助事件の代理援助、刑事国選事件の受任等を、更には、神奈川県下において地元自治体と協力して無料法律相談を実施し、市民に対しての司法サービスをも提供している。

同事務所自身も当会会員の1員と位置づけられ、他の会員と同様の事務所経営と、設立目的である公益活動、過疎・偏在地域へ派遣する弁護士の養成とを両立していくための所属弁護士らの苦悩が見えてくる。

社員弁護士は養成する側の弁護士として勤務しており、勤務弁護士は養成され指導を受ける弁護士として勤務している弁護士である。同事務所の所属弁護士を紹介しよう。社員弁護士として、石川裕一、北條将人、中山雅博の3名がおり、勤務弁護士として、平岡路子、小林有斗、笠間圭一郎の3名がいる。今後の彼らの奮闘ぶりをご覧いただきたい。(公設事務所支援委員会 委員長 大谷 豊)

かな。パブ最前線 弁護士の過疎・偏在地域の 解消をめざして

前列左から、石川、北條、中山弁護士、後列左から、小林、平岡、森田(6月1日から八雲に赴任)、笠間弁護士

横浜法曹懇談会のお知らせ
日時：平成24年6月22日(金) 18時00分
場所：横浜弁護士会館 5階大会議室
会費：5,000円



横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

山ゆり

日本でファクシミリが普及し始めたのは1985年頃のこと。小学生だった私は、「紙がどうやって細い電話線を通るのか」と驚いたものだった▼それからわずか二十数年。国内で携帯電話の契約本数が総人口を上回り、誰もが携帯電話を持つのは当たり前となった▼ファクシミリ、留守番電話、電子メール、携帯電話、インターネット、スマートフォン、タブレット端末、ウルトラブック。一昔前では想像できないほど便利になったのは間違いない▼一方で、便利になったとばかり喜んでいられないというのが本音のビジネススマンも多いのではないだろうか。職場を離れても携帯電話が鳴り響き、電車移動中もメールをチェック、職場に戻ればFAXの山が待っている▼気になるのは、言いつ放しのツールが増えたことだ。ファクシミリも留守番電話も電子メールも相手の都合を気にせず、相手の顔色や声色をうかがうことなく情報を一方的に伝えてしまう▼便利と幸福は同義と限らない。ファクシミリがなかった時代に生きた人たちは、決してそれが不便だとは思わなかったはずだ。人を真に幸福にするインフラとは何だろうかと考えさせられる。(三谷 淳)

独禁法研究会(北京訪問記)

中国競争法の実情にふれる

北京まではわずか4時間、飛行機も羽田から飛ぶので、神奈川からは身近な土地である。

我々横浜弁護士会独禁法研究会は、清水規廣会長を団長に、総勢12名(他会員1名含)、今年3月20日から24日までの間、その北京を訪れ、現地で活躍する実務家や研究者から、中国の競争政策について、文献では獲得できない貴重な情報を得ることができた。

その詳細は研究会が別に報告する予定なので、ここでは要点のみ説明する。中国における競争政策はまだ歴史が短く(包括的競争法が施行されたのは2008年)、担当機関も複数あり(発展改革委員会、商務部、工商行政管理総局)、試行錯誤的な面がないとは言えないようだ。他方、経済の隆盛が著しいので、処理数が少ないということではなく、例えば合併は400件を超えているそうだ。その意味では、安定した実務が定着するのに時間を要しないだろう。

我々は、数日かけ、人民大学、社会科学学院、国家商務部、巨大な法律事務所等を訪れ、各々数時間のヒアリングを敢行した。そこでは、若手の弁護士も率先して発言し充実した交流ができた。相手方は、それぞれの立場から、熱心に競争政策の実情を話してくれた。実は、このような交流

人気コラム?復活

理事者室 たいり 副会長 剣持 京助

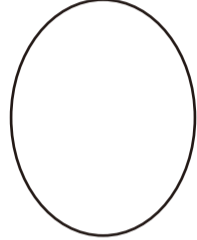
「理事者室だより」が2年ぶりに帰ってきた。副会長5名がなかなか出揃わないという近年の風潮を憂い、各々の思いと誇りを持って就任した今期木村執行部のわれわれ副会長が、副会長予備軍である若手会員にアピールすることが主たる復活の狙いである。

これから交代で副会長職に伴う「光と影」を皆様にお伝えすることとなるが、自分達がラクをしようという意図ではなく、次年度以降の理事者の負担を軽減するという意味で、

いくつか合理化策を提案させてもらうことになるかもしれないことをお断りしておく。

まずは、宴席の多さについて。引き継ぎ時からの酒席の数はかなり多いが、5人ともに呑み助ということもあり、欠席しても問題ない会にも出たり、二次会、三次会まで付き合ったりして、好きで体脂肪を増やし、肝臓と懐を傷めている。今は副会長だから宴席に最後まで付き合うのが当然だという見方をされる先輩会員はおらず、「連日で大変だから今日は早く帰ったほうがいいよ」との温かい声を振り切つて次の店に向かうことの繰り返しである。

体重増加も心配なので、この1年間は日本大通り駅の地下ホームから理事者室まで全部階段を利用し、それでも足りない分は、10年以上前に大成功した玄米ダイエットをしたいと思う。しかし、あまりに極端な減量は「激務で体を壊したのではないか」と周囲に思われて逆効果なので慎重、3キロ位の減量に留めたいものである。



第1期

チューター制度の成果

～経験者の感想～

手方は、それぞれの立場から、熱心に競争政策の実情を話してくれた。実は、このような交流

ができたのは、大学教授でもある鈴木満会員の公取委OBとしての豊かな人脈に負うところが多

天安門広場にてくつろぐ



い。加えて同会員の中国人の教え子らが駆けつけ、難しい法律用語も流暢に通訳してくれたので、コミュニケーションの面で困ることもなかった。感謝に堪えない。また中国語を猛勉強中の清水団長も成果を披露し、相手方も感激していた。

なお、今回の訪中はあくまで「研究」目的だったが、それでもわずかな時間で、故宮博物院や万里の長城等名所を回り、夜は京劇や雑伎団を鑑賞し、毎食美味しい中華料理を食べ、王府井で買い物をするなど、ささやかに(?)楽しんだのであった。(会員 中道 徹)

遺言・相続110番

初めて休日に実施



4月15日、高齢者・障害者の権利に関する委員会の有志により、毎年恒例の「遺言・相続に関する無料電話相談」が実施された。

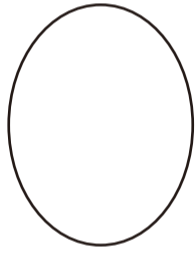
同相談は、例年平日に行われていたが、本年は遺言の日が日曜日であり、休日相談を希望する相談者の数を把握できることから、初めて日曜日に行われた。

当日は、11名の会員が午前午後に分かれて対応に当たった。開始当初は、1件の相談が終わると間髪入れずに次の電話がかかってくる状況で、一時は担当者の体力消耗が危ぶまれたが、昼前になると、外出日和だったこともあってかパタッと電話が止み、結局、相談件数は合計28件(内訳:遺言7件、相続19件等)と例年に比べて半数程度に止まった。なお、継続相談ケースについては、全件、当会法律相談センターへの案内を行った。

今回の経験を生かし、今後もより良い相談会の実施を目指していきたい。(会員 野村 俊介)

平成23年1月から新規登録弁護士に対するチューター制度が始まった。弁護士登録1年未満の新人会員を10名程度の班に分け、先輩会員3名がチューターとなって(初年度は、30〜40期代、50期代、60期前後から各1名)、1年間新人会員の勉強会の指導を行う、というものだ。実際に1年間この制度を経験してどうだったのか、E班の中堅チューターであった徳田暁会員と同班で指導を受けた小平展洋会員に感想を聞いた。

平成23年E班
チューター(53期)
会員 徳田 暁



我が班のメンバーは、出席率も高く、皆さん、関心を持ってチューターの話に耳を傾けている様子であった。

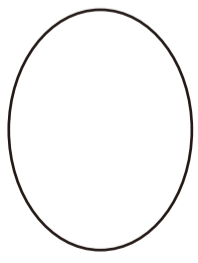
そして、毎回講義の後には、ちょっとした疑問などでも和気藹々と盛り上がった。さながら「同期会に、気のおけない姉弟、兄弁がいる雰囲気」と言っては異論が出るだろうか。

とはいえ、新人の皆さんにとって、このような気軽に同期や先輩と話せる場は貴重であろうし、我々チューターにとつて

当会の新人弁護士チューター制度が始まり、初代チューターとして、竹森裕子先生、太宰順一先生と共に、63期のE班を担当した。

当初は、どれほどのニーズがあるものかわからないところもあったが、ふたを開けてみれば、

平成23年E班
新人(63期)
会員 小平 展洋



当班のチューター制度の勉強会(計5回)では、チューターの先生方の講義が3回、新人弁護士の体験談や発表が2回行われた。

チューターの先生方の講義内容は、新人弁護士の意見をもとに決めたこと、また、最終回でのサプライズはどれも感激した。班員の皆さんから各チューターに花束とシャパンの贈り物があったのである。ありがとう。そして、これからも共に頑張ろう!

も、初心を忘れないための良い機会だったと思う。今、裁判所などで、同じ班のメンバーに会うと、気軽に挨拶を交わし声を掛け合う関係となっているところを見ると、この制度の本当のねらいは十分に達成できたように思う。

また、最終回でのサプライズはどれも感激した。班員の皆さんから各チューターに花束とシャパンの贈り物があったのである。ありがとう。そして、これからも共に頑張ろう!

勉強会後の懇親会は、私たちが新人弁護士が毎日のように直面する新しい体験や疑問について、先生方にざっくばらんに相談、質問させていただくことのできる大変楽しい飲み会であった。

私は当時、弁護人を務めていた刑事事件について、期の近い太宰先生に特に相談させていたのだが、このときのご助言はその後の弁護士活動の大きな支えとなった。

私たちは、竹森先生、徳田先生、太宰先生から賜った温かいご指導を忘れず、今後とも精一杯頑張る所存である。そして、3人の先生方には、心より感謝申し上げます。心より、今後とも変わらぬお付き合いをさせていただきたくお願い申し上げます。

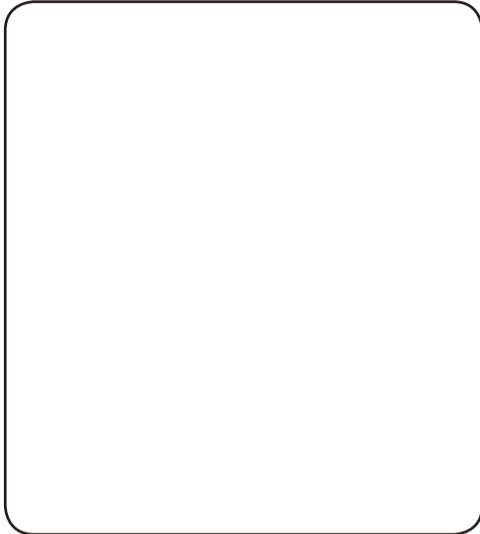
横浜地方裁判所所長歓迎会

～倉吉所長の美声披露も！～

4月16日、倉吉敬横浜地方裁判所所長の着任を歓迎する宴が「大珍珠新館」にて開催された。まず、木村保夫当会会長から、心より歓迎する旨の挨拶と、倉吉所長が気さくでオープンな人柄で知られていること、趣味でシャンソンを嗜まれていること等の紹介があり、次いで倉吉所長の挨拶があった。

倉吉所長は最高裁判所調査官、東京高等裁判所部総括判事、さいたま地方裁判所所長、法務省民事局長といった各重職を歴任されてきたが、木村会長から紹介があったとおり、気さくなスピーチをされ、中でも司法研修所28期で同クラスであった荻原洋子会員との丁々発止のやりとりの思い出をお話しされるなど、歓

迎会は開始早々に大きな盛り上がりを見せた。次に飯田直久常議員会議長から乾杯の挨拶があり、しばし歓談の後、所長と同期の会員から挨拶があった。同期会員からは、所長に是非当会に登録して欲しいというラブコールが複数送られ、図らずもその人望や人柄が窺われることとなった。会が終盤にさしかかっても同期会員を中心に倉吉所長に対するラブコールは止まず、遂にはシャンソンの披露を求める声に発展した。そしてこれを受けた所長が、なんとシャルル・アズナヴールばりの美声で一曲披露し、所長歓迎会史上最高とあって良い盛り上がりを見せ、大盛況のうちにお開きとなった。

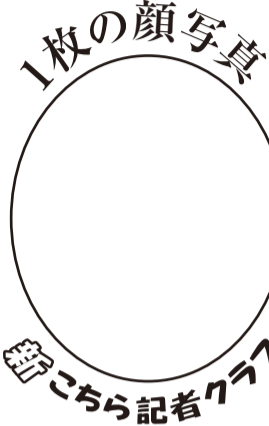


親しく会談する地裁所長と当会会長

(会員 三橋 潔)

私たち記者の仕事に「ガンクビをどる」というものがある。これは「顔写真を入手する」という意味で、殺人事件や死亡事故があった場合などに行う。先日、この仕事をするなかで印象的なことがあった。対象となった事件は4月20日に横浜市中区黄金町で起きた「ロシア人女性殺人事件」。19歳のロシア人女性が、何者かに右胸を刃物で刺され死亡したという事件だ。原稿執筆時は犯人が捕まっていない。

顔写真を入手しようとまず向かったのは、彼女が働いていたという外国人クラブ。しかし真正面からぶつかったのが凶と出たか、記者であることが探すしかないか…」そう思



とを告げた途端、身の危険を感じるほどの形相でまくし立てられ追い出されてしまった。1時間以上かけてようやく見つけたのに…。

い、彼女の家周辺のロシア料理店をしらみつぶしに回ることに。するとどうだろう。運よく1軒目で彼女を知るといふ女性に出会えたのだ！私は必死の思いで誠意を伝え、説得した。すると約1時間後、女性は数々の思い出話とともに写真を提供してくださった。

写真のなかで母親と笑う19歳のロシア人女性。「なんでこんな子がこんな目に…」気づけば女性も私も涙を流していた。

1枚の顔写真。私は今回、その必要性というより取材の原点を確認することができたと思う。
テレビ神奈川 報道部
佐藤 浩二

会社法研究会に来たれ!

会社法研究会では、月1回の研究会活動と、会社法に関する実務書の出版活動を2本柱として進めている。

「会計帳簿閲覧請求権」(1月)、「会社の支配権争奪戦」(2月)、「濫用的会社分割」(3月)、「少数派株主の締め出し(スクイーズアウト)」について(4月)など、どれも会員の関心を惹くものばかりである。

出版活動は、代表幹事の鈴木繁次会員の唱道のもとに数年にわたり地道に続けてきたものであり、今まで取り上げたテーマの整理も終わり、これから各執筆による最終論稿が集められるところまで進んでいる。

最近取り上げたテーマ

出版する書籍は、主に

大企業のコンプライアンスなどをとりあげる一方で、県下に数多く存在する中小企業にスポットを当て、研究活動、出版活動でもそういった中小企業に十分目配りするようにしている。

当研究会の会員数は昨年まで約40名であったが、今春20名を超える新規入会申込みを得たので、これからの執筆活動には新規入会者にも積極的に関わってもらい、会員の実務的スキルの向上を図りたいと考えている。

当研究会では、今後更に多くの会員の入会を期待している。ご希望の方は私から岩田武司会員までご連絡を。

(会社法研究会事務局長 橋本 吉行)

精神鑑定書の標準についての理解を

責任能力の鑑定についての会員研修会

4月13日、当会会館において、「責任能力の鑑定」鑑定医と弁護士それぞれの立場から「題し、主として裁判員対象事件における鑑定にまつわる諸問題をテーマとした会員向け研修会が行われた。

当日は、講師として、医療法人正和会日野病院院長の馬場淳臣先生と当会刑事弁護センター運営委員会副委員長の金子泰輔会員を招いた。

馬場先生は、横浜地方裁判所において、裁判員対象事件の責任能力鑑定を既に複数担当されてお

り、金子会員が弁護士として責任能力を争った事件における鑑定にも携わった。

まず馬場先生から「鑑定医の考え方」についてプレゼンテーションがあり、続いて馬場先生と金子会員との対談形式で設問に対する回答がなされ、鑑定申立に必要な資料の収集方法、実際の鑑定を行う際のスケジュール、裁判員対象事件における鑑定書作成の工夫、裁判員対象事件における鑑定結果の頭出方法などを学ぶことができた。

研修会の中でも言及されたが、裁判員対象事件を念頭に置いた鑑定の標準化の到達点として、平成18~20年度「厚生労働

科学研究費補助金(こころの健康科学研究事業)他害行為を行った精神障害者の診断、治療および社会復帰支援に関する研究」の分班研究班の成果である「刑事責任能力に関する精神鑑定書作成の手引き」(独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所司法精神医学研究部のホームページからPDF形式でダウンロードが可能)がある。鑑定書作成の実務も、この手引きに即したものが多いいものと思われる。

弁護士としても、この手引きを参照し、「鑑定書の標準」を理解しておくことが望ましい。

(会員 伊藤 武洋)

●法廷技術ワークショップ(研修)● 開催のお知らせ

7月27日と28日の二日間にわたり、当会会館において、日弁連裁判員本部法廷技術PTメンバーによる証人尋問、冒頭陳述、最終弁論等の基本技術についての研修が行われます(参加費無料)。この研修を受けると弁護技術、特に尋問技術が飛躍的に向上します。少人数のグループによる実践的な研修のため参加人数が限定されますが、積極的に参加して弁護士としての高いスキルを身につけて下さい。

(刑事弁護センター運営委員会委員 齋藤 守)

野球部だより

可愛い選手たちとともに

新監督 阿部 泰典

この度、当会野球部・横浜マリナーズの第7代監督に就任しました。野球部の監督には、これまで錚錚たる方々がなられておりました。私は学生時代に野球部の経験がありません。何より現在の野球部は、部員数が70名以上にものぼり、常時30名前後の参加者があると

いう大所帯となっており、また、選手は全員弁護士!であるため、私はチームをまとめあげる自信がありませんでした。そのため、一昨年末にあった要請は固辞したのですが、昨年末改めて瀨古GMより「覚悟を決めて下さいよ」とのメールをいただき、これ以上は固辞できないなと思い、就任をお受けしました。

我々は年に1回の日弁連野球大会の決勝トーナメントに進出して優勝することを目指しております。他方で、野球部はクラブ活動ですので、みんなでワイワイ楽しくやっけて仕事や家庭?のストレスを解消することも目的としております。

監督は、この2つの、場合によっては相反する要請をどのように調整するかが求められます。そんな辛い立場ですが、選手たちが私の選手起用やサインに従って一生懸命野球をしている姿を見ると、自分より年下の人はもちろん年上の方も自分の子供のように可愛く見えてくることに驚かされました。この可愛い選手達のためであれば、多少の苦労は苦にならないかなと思っております。

もともと、監督は、毎週土曜日に行われるすべての練習・試合に出席することが要請されます。選手達は自分のすべてのプレーを監督に見て欲しいのです。やはり子供のようですね。

それにしても、外部移設問題等をかかえた法律相談センター運営委員会の委員長就任及び会財政の改革が叫ばれる中で、財務室室長就任と野球部監督就任が重なってしまっただけ、やっぱりしんどいなあ。

関係各位のご協力を求めます!

新監督の雄姿

編集後記

小学生時代を過ごした町を偶然通りかかり、走り抜けるには忍びなく、車を降りて歩いてみた。あの頃の私を包み込んでいた空間。身を委ねると、青い記憶の映像が立ち昇り、少年だった自分が内側から甦る。

変わっていく風景の中で、変わらぬ記憶が息づく場所に出会う、そんな時間旅行。

デスク 記者

畑中 隆爾
三谷 淳
谷山 哲也
吉田 正穂
田丸 明子
三浦 靖彦
古西 達夫

老後までトク!
税金は全額所得控除で税金もお得。
税金は自由に設定。

老後からラク!
基本は終身年金。だから一生お受け取り。万が一の時にはご家族に一助金も。

今と未来に確かなメリット

日本弁護士国民年金基金

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。自営業、フリーランスの方など国民年金の保険料を納めている60歳未満の方(国民年金の第1号被保険者)がご加入できる公的な年金制度です。

資料請求・ご相談・お問い合わせは
お気軽に今すぐこちらへ!

日本弁護士国民年金基金
〒100-0013 東京都千代田区麹町1-1-3 弁護士会館14階
03-3581-3739
http://www.bkn.or.jp